

大月助戸地区地区計画（抜粋）

区域の整備、開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>大月助戸地区は、足利市の市街地より東方約2km に位置し、都市計画道路大月御厨線、毛野西新井線及び大月江川線に隣接しており、また、袋川、長途路川が地区内で合流している。昭和 45 年に工業団地として一部造成されたが、現在は工場が転出するなど未利用地や土地利用の転換が進行している地区である。</p> <p>本地区計画においては、快適な生産環境を保全しながら、交通便利地としての沿道利用の業務形態の多様化に対応した、活力あるまちづくりに資する良好な市街地環境を形成し、適切に維持・保全していくことを目標とする。</p>		
地区整備計画	建築物等の制限に関する事項	地区の名称	大月地区	助戸地区
	建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 住宅 2. 幼保連携型認定こども園 3. 自動車教習所 4. マーシャン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 5. 畜舎 	<p>次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 幼保連携型認定こども園 2. 自動車教習所 3. マーシャン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 4. 畜舎 5. 建築基準法別表第2（る）項第1号及び第2号に掲げるもの 	
	建築物の敷地面積の最低限度	1,000 m ²	<p>地区計画決定告示時に上記以下であるものを除く。</p>	<p>150 m²</p> <p>地区計画決定告示時に上記以下であるものを除く。</p>
	壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、道路境界線及び隣地境界線までの距離は1メートル以上としなければならない。</p> <p>ただし、自転車置場、守衛所その他これらに類する附属建築物は、この限りではない。</p>	/	
	建築物等の形態又は意匠の制限	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建築物の外壁及び屋根並びに工作物の色彩は、できるだけ原色を避け、周囲の環境に調和したものとしなければならない。 2. 屋外広告物は、刺激的な色彩、形態又は装飾を用いるなど、美観・風致を損なう恐れのあるものは設置してはならない。 		

